

## 登録政治資金監査人の抹消登録を行おうとするときの登録抹消届出書の添付書類の取扱いについて

登録政治資金監査人の登録抹消届出を本人以外の者が行おうとするときは、登録抹消届出書に本人の戸籍抄本を添付しなければならないこととされている。

これまで、本人の戸籍抄本については、登録政治資金監査人が死亡した場合において、相続人が登録抹消届出を行おうとする際に届出者である相続人（本人以外の者）と登録政治資金監査人本人との関係及び本人の死亡を確認する為活用していたところである。

しかし、今般、法定代理人（成年後見人等）からの登録抹消届出があったものの、戸籍抄本には、届出者との関係及び本人が成年被後見人等であることを確認できる記載がないことから、当委員会として検討した結果、戸籍抄本に代え成年後見登記制度に係る登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年十二月八日法律第百五十二号）第10条第1項）を添付させることが適当であると考えるので、所管庁においては、その取扱いを検討されたい。